2　防災・減災対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農用地及び農業用施設に関する防災対策及び減災対策に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関すること。
二　農用地及び農業用施設に関する災害防除事業についての助成及び監督に関すること。
三　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）の施行に関すること。
3　防災・減災対策室に、室長を置く。
4～7　（略）
8　緊急災害対策官は、農業農村災害緊急派遣隊の管理及び運営に関する事務についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。
9　（略）
（統括植物検疫官）
第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。
2　（略）
（農村振興部の所掌事務）
第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三　（略）
十四　地方公共団体からの要請等に基づき派遣される農業農村災害緊急派遣隊に関すること。
十五～十七　（略）
（設計課の所掌事務）
第二百条　設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　水資源の農業上の利用の確保に関すること（防災課の所掌に属するものを除く。）。
五～七　（略）
（防災課の所掌事務）
第二百九条　防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）の施行に関すること。
三・四　（略）
五　農業農村災害緊急派遣隊に関すること。
（津軽土地改良建設事務所）
第二百六十五条　（略）
2　津軽土地改良建設事務所に、次の二課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官一人を置く。
庶務課
工事課

（新設）
2～5　（略）
（新設）
6　（略）
（統括植物検疫官）
第百条　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官二人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。
2　（略）
（農村振興部の所掌事務）
第百六十五条　農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三　（略）
（新設）
十四～十六　（略）
（設計課の所掌事務）
第二百条　設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　水資源の農業上の利用の確保に関すること。
五～七　（略）
（防災課の所掌事務）
第二百九条　防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
（新設）
二・三　（略）
（新設）
（津軽土地改良建設事務所）
第二百六十五条　（略）
2　津軽土地改良建設事務所に、次の二課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人を置く。
庶務課
工事課